

記者発表（資料配布）				
月 日	担 当 部 署	発 表 者 名	T E L	その他の配布先
7/12 (水)	産業労働部地域経済課	経済企画官 中島 尚人 (経済・雇用政策班長 藤本 晃)	内線 3533 078-362-3348 (内線 3610 078-362-3342)	—

「ひょうごオンリーワン企業」の募集開始

兵庫県では、産業競争力の強化に向け、世界に飛躍する優れた企業の創出・顕彰に取り組んでおり、これまで58社を「オンリーワン企業」として認定しました。

今年度も引き続き認定にふさわしい中小企業を募集します。認定企業を対象に「ひょうごオンリーワン企業認定式」を開催（認定証と盾を授与）するほか、県の記者発表やホームページを通じて企業・製品等の情報を発信します。

記

1 制度概要（ひょうごオンリーワン企業）

優れた技術や製品を有し、国内外で高い評価、シェアを得ている中小企業を「ひょうごオンリーワン企業」として認定します。

2 募集期間 令和5年7月12日（水）～令和5年8月18日（金）※必着

3 応募要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 原則として中小企業基本法第2条第1項の中小企業者であること
- (2) 県内に本社又は主力工場・研究所を有すること
- (3) 製造業又は製品生産に不可欠な技術・サービスを提供する非製造業であって、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ① 優れた独自技術を活用した製品又は技術・サービスを保有し、市場で一定のシェアを占めること
 - ② 加工等の技術水準が極めて高いこと

※ 中小企業者の定義は以下を参照ください（中小企業庁ホームページ）。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

4 応募要領・様式

兵庫県ホームページ「しごと・産業／総合政策／しごと・産業支援施策」よりダウンロードできます（「ひょうごオンリーワン企業 募集」で検索ください）。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/onlyone.html>

5 審査方法

- (1) 有識者で構成する委員会を開催して審査します。審査に当たっては、必要に応じてヒアリングや現地調査なども行います。
- (2) 審査結果は、令和5年11月頃にお知らせします。

6 その他

応募要件や申請書作成方法、支援内容など、ご不明な点があれば、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

[応募・問い合わせ先]

兵庫県産業労働部地域経済課経済・雇用政策班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-362-3342 FAX 078-362-4274

E-mail chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp